

第六十一回 参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第八号

昭和四十四年六月十三日(金曜日)

午後一時四十二分開会

委員の異動

六月十二日

辞任

加藤シヅエ君

補欠選任

千葉千代世君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

中津井 真君

高橋文五郎君

横川 正市君

三木 忠雄君

委員

井川 伊平君

大竹平八郎君

大谷藤之助君

後藤 義隆君

平島 敏夫君

古部 秀男君

千葉千代世君

安永 英雄君

上林繁次郎君

中村 正雄君

岩間 正男君

国務大臣

野田 武夫君

政府委員

長野 士郎君

土郎君

皆川 迪夫君

事務局側

常任委員会専門 鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一〇九号)(内閣提出 衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(中津井真君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

六月十二日、加藤シヅエ君が委員を辞任され、その補欠として千葉千代世君が選任されました。

○委員長(中津井真君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は前回提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより補足説明を聴取いたします。

なお、本案は衆議院から修正議決の上送付されておりますので、修正部分について、便宜、政府委員からあわせて説明を聴取いたします。

○政府委員(皆川迪夫君) 私から補足説明を申し上げます。なお、ただいま委員長からお話のありました衆議院の修正点につきましては、共託金の額とテレビジョンによるテレビ放送、それから立ち合い演説会の開催回数、改正法の施行期日、この四点について修正がございましたので、便宜、私からその際にあわせて御説明申し上げます。

まず第一に、立候補に関する事項でございますが、立候補の届け出期間を現行法よりも二日間短縮いたしましたして、選挙期日の公示または告示の日

及びその翌日の二日間といたしております。また共託金の額につきましては、公営の拡充等の事情も考慮いたしまして、現行の二倍または三倍程度に引き上げることといたしております。ただ、この点につきましては、衆議院におきまして修正が行なわれまして、衆議院及び参議院の地方区、それから知事の選挙については三十万円、参議院の全国区については六十万円というように修正をいたされております。

それから第二に、選挙運動に関する事項でございますが、選挙事務所を設置または異動に関する届け出は、当該選挙事務所が設置される市町村の選挙にも届け出をすることとして、違法な選挙事務所等に対する閉鎖の命令は所在の市町村の選挙管理委員会が行なうことができるというようにいたしております。

それから不在者投票における公正を確保するために、不在者投票管理者の地位利用による選挙運動を禁止するとともに、不在者投票の投票記載場所には選挙運動のポスターを掲示することができないと、かようにいたしております。

次に連呼及び街頭演説に関する事項でございますが、車上の連呼行為をすべての選挙を通じて同一条件で認めることといたしました。また街頭演説の時間と車上の連呼行為の時間を一致させることといたしまして、街頭演説であるか、あるいは連呼であるかという判断をめぐりまするトラブルがなくなるようにいたしております。

それから文書図画による選挙運動につきましては、選挙事務所看板等の規格を大きくいたしましたほか、いわゆる置き去り文書の撤去義務を明確記すとともに、無断で他人の工作物に掲示されたポスターの撤去に関する規定を明文化する等、規定の整備をはかっております。

次に選挙放送でございますが、衆議院、参議院

及び知事の選挙につきましては、新たにテレビジョンによる公営の政見放送を認めることとしておりますが、放送の回数、具体的な手続き等につきましては政令で定めることといたしております。ただ、テレビによる政見放送を利用して他人の名誉を傷つけるとか、あるいは他の候補者について虚偽の事項を宣伝する、あるいは営業の広告をするといったような不法または不当な行為を制限するとともに、必要な罰則を法定いたしております。なお、テレビにつきましては経歴放送というのがございますが、この点につきましては政府案では触れておらなかったものでございますが、衆議院の修正で、NHKのみでなく民放についてもこれを行なうようにいたしております。

次に個人演説会につきましては、衆議院、参議院、知事の選挙における回数制限を撤廃する、したがってこれに伴って行なうべきことをやめまして、そうして新たに五個の看板等に限って選挙管理委員会が表示したものを演説会場に掲示する、ただこの個数を五個に限りませんでしたので、これは演説会開催場以外の場所においても使ってもいい、かような内容になつております。

それから選挙公営でございますが、テレビジョンの放送を認めたこと、あるいは個人演説会の開催回数の制限を撤廃したこと、あるいは最近の立ち合い演説会の状況等からいたしまして、この回数を縮小するということが政府案ではいたしております。ただこの点については、衆議院で、その開催回数がおおむね十回となつておりますので、これを削除する修正がなされております。そのほか公営につきましてはポスターの掲示場、それから選挙公報の締め切り日を法定するとか、その他若干の規定の整備をいたしておりますが、実

費弁償を現在の状況にかんがみましておおむね三割程度上げるといふ改正をいたしております。

それから政党その他の政治団体の政治活動でございますが、これにつきましては、確認団体の政談演説会の開催回数をおおむね二倍にする、それから確認団体のビラ頒布を自由にすると、さらなる内容をいたしまして、そのほか街頭政談演説会を行なうこと、あるいは違法なポスターの撤去命令、公共の建物に対する頒布の禁止といったようなことを他の法令と合わせるよう規定を整備をいたしております。

なお、最後に罰則でございますが、罰則につきましては、特に最近行なわれております多衆選挙演説を妨害するといふようなものにつきまして重い規定を設け、あるいは他人の当選をいたさせない目的で虚偽の事項を公表するといふようなことに対する加重規定等を設けております。

なおこの改正法の施行期日でございますが、政府案では、テレビジョンによる公営等を考慮いたしまして、公布の日から三カ月をこえない範囲内において政令で定めることにいたしております。衆議院の修正によりまして、ある規定につきましても公布の日から一週間以内に、政令で定める日から施行する、こういったような衆議院で修正をされております。

以上が補足説明でございます。

○委員長(中津井真君) これより質疑に入ります。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○占部秀男君 大臣の時間が制約をされておりますから、簡単に一つだけお伺いをして、あとは後日に譲りたいと思っております。

実は立ち会い演説会等開催の問題であります。自治省の出された原案によりまして、二項として「一の選挙区において開催すべき立会演説会の回数は、おおむね十回とする。」と、こういった原案が出ていたわけですが、これはわれわれとして相当問題があったところであります。ところが、今度の衆議院の修正によりましてこれが取れたわけでありまして、消されたわけでありまして

から、したがって、この法が施行されてから後の立ち会い演説会の開催回数その他は従来どおりと、かように考えていいんではないかと思いが、この点はいかがでございますか。

○國務大臣(野田武夫君) お答えいたしますが、原案で立ち会い演説の回数が増えまして、その数を今度抜いておられます。しかし、衆議院でやはり附帯決議が立ち会い演説で出ておられますことは御承知かと思っております。その意味を含んでお答えいたします。

立ち会い演説会は、実は最近の衆議院の総選挙では、御承知のとおり一選挙区の平均がおおむね三十回程度に開催されてまいりました。しかし、その選挙率は非常に低いので、全有権者に占める割合が大体二割から三割といふきわめて低い選挙率でございます。したがって、今度の改正によりまして、どうしてもやはり一般の有権者にできるだけ政見を聞いてその上で判断してもらいたいという趣旨で、テレビによる政見放送を実施することによりまして、その結果、やはり相当効果的に候補者の政見を選挙民の間に浸透させることができる、こういった考え方で、公営のテレビの政見放送を今回の法案に盛り込んだのであります。その結果、やはり同じ目的でございますから、もう従来の立ち会い演説会の選挙率の低いのかんがみまして、できるならテレビの政見放送が実施されれば立ち会い演説会の回数は少し少なくていいんじゃないか、この意味で、おおむね十回程度に減少することにいたしましたのであります。しかし、このおおむね十回という附帯決議にもあらわれておりますが、これはあくまでも一応の基準でございます。まして、実際の取り扱いは、これは取り扱いは、都道府県の選挙管理委員会が政党その他の関係者の意見を聞きまして、当該選挙区の地勢、交通等の地域の事情に応じて必要な回数をきめることができる、こう考えておられます。したがって、地域の事情に応じて開催の回数をかなり増加することがあります。これは都道府県の

選挙管理委員会に対してもその意味のことを、またその趣旨で指導いたしてまいり所存でございます。

○占部秀男君 それじゃ端的に言いますが、いま言ったように、われわれは民主的な明朗な選挙を目標としていく以上、公営を強化していかなくちゃならぬ、こういった立場に立っておる。したがって、立ち会い演説会これはもうむしろ現状よりはふやすべきじゃないか、こういった考え方を持っておるわけでありまして。

ところで、テレビによる政見放送でございますが、これは技術的にはいろいろ問題点がある問題です。そこで、いま大臣の御答弁の中では、この立ち会い演説会の開催の百五十三条には、衆議院の決議の内容も含まれておるといふのであります。もちろん決議の内容も含まれておるといふことになる、それを行政指導するといふ形になっていくと思うのですけれども、参議院としては、これはもう、今後この問題を討議していかなければなりません、必ずしも衆議院と同じ考えではないわけでありまして、そこで、これは参議院のほうでこれと同じような決議のような内容のもの、決議なり何なりできめればいいのですけれども、そういうものがきまらない場合に、衆議院の決議だけでこの立ち会い演説会の問題を行政指導されると、非常に迷惑なんです。そういう点は、これは時間があるからまたあとで詳しくひとつ御回答いただきたいと思っておりますけれども、弾力のあるひとつ取り扱いはして、無理にならぬようにしていただきたい、こういったことをひとつ。

○國務大臣(野田武夫君) いや、非常に重大ですから、あとといたしよりも、いま……。もう結論は大体そのめんどうなことでございますから、いまの御趣旨のように、回数はあまり制限しなさいけない。やはり立ち会い演説会は必要だと、こういった御趣旨だと思っております。よくわかりました。そこで最後に私申し上げましたように、衆議院の附帯決議を含んで答弁しますと、私の立場として、これが決議されたので尊重しますというところをお答えしておるのです、衆議院に。これは何と申しますか、政府と国会の間でございますから、これはやはり私の気持ちをわかっていたら、か、こういったこととさせていただきますの御理解願いたい。そこでいま申しますとおり、私のほうは、地域の事情に際しまして開催回数を増加することは別段差しかえないと、こういったことをお答えするので、そこでこれらは都道府県の選挙管理委員会に対しても、その意味の趣旨を徹底するのだ、決して別に御意見と違ったことを、参議院ではどうあつたけれども違ふのだと、そんなことはもう絶対ありませんから、御趣旨は、私の申し上げるのはその事情に際して選挙管理委員会がおやりになればけっこうだ、つまり弾力的な趣旨を指導いたしますから、それは十分御理解願いたい、こう思っております。

○委員長(中津井真君) 速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(中津井真君) 速記を起して。○横川正市君 今度の改正点で、いままでに問題になった幾つかの項目で事務当局にその考え方をただしておきたいと思っておりますが、一つは、政党の選挙とそれから個人候補者の選挙で、法定費用といふものを設定する場合、法定費用といふのは、政党と候補者とに分けて、政党のものは法定費用に加味されない、候補者の場合には法定費用のワケ内である、こういった取りきめがある。もう一つは、支出するものによつては、候補者の場合であっても法定費用と法定費用外といふふうに分けられておる。で、法定費用といふもの概念は、これは一体どういふ趣旨のものなのか。選挙全体を通じて使われる金についての何らかの制限とか規制とか、こういったものがあることが公平だといふので、法定費用といふのが算定をされておる。ところが、そういった趣旨とはもって、政党の場合あるいは個人の場合に、その支出する項目

によつて法定費用に該当しない、この取りきめは
どういふ理由で定められたかという問題ですが、
これをひとつお答えいただきたいと思つてます。

○政府委員(皆川迪夫君) まず政党の政治活動に
要する問題と候補者の選挙運動の費用との区分で
ございませうが、法律のたてまえは、政党の選挙の
際に行なう政治活動といふものは個々の候補者の
運動ではない、したがつて、これは選挙運動費用
に本来入らない性質のものである、こゝういふ考え
をとつておられるわけでございます。したがつて、政
党の活動であつても、それが特定の候補者の当選
を得るための選挙運動になれば、それはその候補
者の選挙運動費用に計算しなければならぬ。た
だ、一般的には政党の政治活動といふものは特定の
候補者のものではないといふふうに考えられます
ので算入しないといふことにいたしてあります。

それから、ある費目については選挙運動費用
に入れないという規定がございませう。これは技術
的に選挙運動の費用に算入をしてトータルの中に
含めることができないもの、たとえば立候補の準
備のためにやつた行為であつて、しかも候補者ま
たは政党の責任者に将来なつた、こゝういふ人とい
ふにも無関係でやつたもの、こゝういふ費用は候補者
なり出納責任者の関知しない費用でございませう
から、これはこの費用に算入しようがないわけであ
ります。そゝういふ理論的に候補者の費用に算入
することができないものと、それからもう一つは、
たとえば選挙運動に使う自動車に要するものに、
全部の候補者がある程度同じよりの条件で平等に
使うといふようなものについてはこれは除外す
る、こゝういふ二つの性質のものを除外してある
わけでございます。

○横川正市君 いまの説明は私どもが承知してい
る説明なのですが、選挙をやるといふ側に立つ
て、法定費用の制限をしなければならぬ理由は
これは何であつたか。その理由から推して見て、
一体選挙といふものを一貫して見た場合のその中
に占める政党活動の分野と、それから個人の候補
者の選挙活動の分野とでどういふ区分のしかたを

するの。たとえば自動車に乗つてゐる場合、こ
れは政党活動の自動車だから法定費用外である、
候補者の自動車であるから法定費用内であるとい
うが、両方ともが一緒に選挙を行なつてゐるとい
う実態をこれは区分するわけにもいかなないのじや
ないか。その人間を当選させるために行なつてい
ることは全部これは運動と見なければいけない。
だから私は、この法定費用の設定のしかたが小ワ
クにワクをきめるために、必要なものであつても
法定費用から除外するといふ結果になつておらな
いか。もつとはつきり言へば、法定費用をもう少し
し広げて、そゝうして大半のものを法定費用の中
に何かといつたら、どの候補者もやらなければ
ならないもの、たとえば自動車であるとか、ある
いは日当であるとか、いろいろなこゝうのもの
があるわけですが、そゝういふものを法定費用の
中に入れて全体のワクを縮めることの方がより
公平な選挙が行なわれるのじやないかといふふ
うに思つておられる。ただ、政党活動はこれです
、政治活動はこれです、選挙活動はこれですと
いふように分けることによつて、選挙活動そのも
の同質のものが資金からはみ出してしまふ、こ
ういふことにならないかと思つておられる、で、私
はなぜこれに触れるかといふと、たとえば文書活
動をやるときに、文書活動は、金を持つた者は幾
らでも出して、金のない者は文書活動ができてい
ないから困るなどといふ話がありますけれども、そ
うでなしに、文書活動そのものを法定費用の中に入
れば、これは決して選挙活動の自由を行なうこ
とがそれほど障害にならないのじやないかといふ
ふうに思つておられます。だからその点を締め
てゐるためにかへつて不公平になつておる。だか
ら、少し広げて全部の候補者の公平をはかるべき
ものではないか、そゝういふ意味での法定費用とい
うものを考えたかどうかと、こゝう思つておられ
ますが、いままでの定められたことは、非常に制限が
あることによつてかへつて逆の意味を期待してお
るよゝうな気がするわけですね。

○政府委員(皆川迪夫君) たいまお話しがあり
ましたものうち、たとえば候補者が使う自動車
が要する費用、あるいは選挙運動のために使う自
動車の費用、あるいは地方団体に支払う手数料、
税金と、こゝういふものは理論的に法定の選挙運
動費用に入らないといふ性質のものではないと思
つておられます。おっしゃいますよゝうに、一応算入して法
定の費用のワクをさらにその分だけ広げておくと
いふことも考えられると思つておられますが、まあ従来か
らこゝういふ仕組みになつておられるわけございませ
う。ただ、一番問題なのは政治活動との関係だと思
つておられます、これは実際上は政治活動が選挙運動
の効果を持つておるといふことはあろうかと思つて
おられますが、法律的にはこれは選挙運動じやなくて政治
活動である、したがつて、これを行なうこと自体
が選挙運動と別になつておると、したがつて、こ
の費用の分だけを選挙運動の中に算入するといふ
ことは理論的にも非常に無理がございませうし、実
際上政党なりあるいはいろいろなそのほかの団体
もあろうと思つておられますが、そゝういふもの選挙の際
における活動費といふものを個々の候補者に分け
ていく、こゝまで分けていくかといふことも実際
上として非常に無理があるのじやないかといふ
ふうに考えます。

○横川正市君 私は この法定費用を算定したと
いふ、このワクをきめたといふことは、これは
言つてみれば個人差のある費用によつて選挙の公
正を害されると、こゝういふ意味で法定費用といふ
ものは算定されてゐるんだと思つておられます。とこ
ろが、いまは逆の意味で、法定費用のワクが小さ
いためにこゝういふ個人差の弊害といふものを大き
くしてゐるといふふうに思つておられる、この点は
問題点としてひとつ検討していただくよゝうに指摘
をいたしておきたいと思つておられます。

それからもう一つは、今度の改正の中にもは
つきりしてゐるのですが、ピラの配布という問題で
すね。これは改正案でもつて一応自由になつたよ
うであります。これは政党活動ですから、そのピ
ラの内容はいままで制限からはおそらく出てい

ないのだからと思つておられますが、一体文章上ピラの
配布を認めたといふことは、どういふ内容かとい
うことの通知を行なうのかどうかといふ問題です
ね。ピラの配布を認めたといふことは、これはい
わゆる取り締まり当局の判断にまかせた内容とい
うことになるのか、細部にわたつてのピラの配布
といふことを認めた指示をするのかといふ問題で
あります。同時に戸別訪問の問題ともこれは関連
をするわけなんです。ピラの配布といふのは、制
限配布なのか、そゝうではなしに自由な配布とい
ふことなのか。関連事項があつて、それに制約をさ
せるから、文章上はピラの配布といふことで別に
支障がないといふことなのか。また内容につい
て、機関紙は、たとえば何人かの候補者の選挙情
勢その他をこれは自分に有利な記事の書き方であ
らうとならうと、第三者が入つた記事である場
合には、大体いままのところ文書違反になつてお
らないよゝうですけれども、いわゆる政党活動とし
てのピラの中に個人の候補者の記事といふものが
あつた場合、これは配布することについての違法
性といふものはどういふふうになるのか、こゝ
ういふ点の具体的な内容といふものが知らされる
のかどうか、戸別訪問の問題も合わせながら、ひ
とつお答えいただきたいと思つておられます。

○政府委員(皆川迪夫君) いまお話しがありまし
た、政党の政治活動として配るピラの中に候補
者の名前が載つておられることはかまわぬかといふ
お話であります、これはこの要綱にもございま
すし、法律案にも上がつておられますが、二百一
条の十二の第一項の規定の適用を受けませう。候補者
の名前が載つておる、あるいはそれを類推される
よゝうなことを書いたものは配布ができません、こゝ
ういふことになつておられます。

お話しがありました政党等の機関紙、これにつ
きましては、掲載することは自由でございませう
けれども、それを頒布する場合には通常の方法で頒
布しなければならぬ、こゝういふふうになつてお
りますので、現在の新聞等の自由からしまして
きませぬし、新しく設けられました政治活動用の

第二十一部 公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第八号 昭和四十四年六月十三日【参議院】

ピラの領布の規則からいたしましたも、候補者の名前が入ってある機関紙を戸々に配るということではできないわけでございます。

なお、戸別訪問との関係でございますが、戸別にこのピラを持って家に訪問して配って歩くということは、一般に戸別訪問になる、かように考えております。

○横川正市君 非常に大きな矛盾を幾つか持たしておいて、その矛盾のうちの一つだけを何かワクを広げたことよって、さらに大きく矛盾を呼ぶような法律のつくり方というのは非常にまずいと思っております。実際は弊害があるかないかというもののコンスタントをたえば買収供応に置いて、それ以外ならば自由化の思想というものが一つあるわけですから、それならば買収供応というものの伴わないものについては、ある程度自由化するという思想が実は法律改正の中になければならぬというふうに私も思うわけですよ。いま皆川さんの説明によれば、現在でも政党の機関紙に候補者の記事が載っておるものが、たとえば各戸に不特定に、読んでおる人でなくても配られることについては、たとえば運動の期間とかなんとかについて制限をしないんですね。今度はかえって逆の意味で制限を受けるような内容になるわけですよ。いわゆる文書その他による自由化ということよりか一步後退する結果になるんじゃないか。この点の解釈をもう少し、自由化ということは一一般の思想になつておるわけなんですから、それでもなおかつ、たとえば取り締まり当局の取り締まりに対して、あまりオープンにすることにあって支障を来たすという面の一つの線がある。あるいはまあ候補者の選挙と政党の選挙ということに分けて考えても、何月何日、だれだれの個人演説会がありますから来て下さいというピラが配られる。ところが何々の中に入つただけでこれは違法文書ですというように制限されては、これは私は運動の自由化から見れば制限になつてくるだろう。そういうふうに見れば制限しているからということだけで全部違法文書だと規定

されることは、配布ということをやつたその趣旨からは逆になるんじゃないか、結果的には。この点はそういう意味で私は問題点じゃないかと思つたので、これもひとつお聞きをいたしておきたいと思つたのです。これは大臣といろいろ論議しない、やはり事務当局では、きめられたものについてだけですから、突っ込んで話ができませぬので、一応これは検討していただくようにして、次回また時間があれば説明をしていただきたいと思います。

それからもう一つ、前回の選挙法の改正のときに、投票所周辺におけるポスターの掲示、これはたとえば百メートルとか三百メートルとかというのの違法だということになっておつたんですが、その後の改正で違法ではないということになり、最近では投票所の前にたいへんりっぱなアーチが立つてしまふという傾向が生まれてきている。もちろん全国区なんかの場合、掲示されている名前が多いから、文字が小さい、さがすのにたいへんだという不便なことがあるんですが、これをもう少し見やすいようにし、さがしやすいうようにし、投票当日、投票所周辺のいわゆるポスターの集中といったか、ああいうかっこうはほんとうはやめたほうが公平なんじゃないかという気がするわけですが、この点については検討をされたんでしょうか。

○政府委員(皆川迪夫君) お話のございましたように、昔は禁止しておつたところが実際の状況をみて、なかなかそれが励行されない、あるいはむしろそういう制限は取つたほうがいいじゃないかというところで、投票当日投票所周辺にポスターを張つておいていかぬという規定を削除いたしましたのであります。その結果、お話のような状況もあるようでございますけれども、昔制限があつて、それを撤廃したのをまたもとに戻すということも朝令暮改でいかなるものであろうかというふうにも思われまして、今回はその点には触れてございませぬ。ただ、いまお話をいたしました投票所内における氏名掲示等については、かなり各選挙

でくふうをしまして、機械的な小さな活字のほかにも、大きなピラを出しておるようでございます。さらにそういう点については注意をしていきたいと思つた。

○横川正市君 私は全然制限してしまへというんじゃない、たとえば一候補者について一枚とか二枚はいいかなんとかいうような、言つてみればそういう意味での一つの秩序というのがある。もうあそこに行くときにはだれに入れるかわかつておるのであつて、ただ非常にはなやかなアーチをつくつてある。実は私がびっくりして、私のやつがあまりりっぱに張られているので、こういふあれをしなければいけないかというふうに私自身が疑問に思つたので、ほかの人はどうかかわりませんが、一枚とか二枚というふうなものならばいいんですが、いまは争つて何十枚も張られる傾向が出てきている。これは実際は少しオーバーじゃないかというふうに思つておられます。これもひとつ検討材料でお願いしておきたいと思つた。

それから、前回のときにも私から申し上げたんですが、衆議院は掲示でやられる、ところが参議院の場合の全国区、これは掲示が行なわれぬ。そのためポスターを掲示をすることのむずかしさといひますか、これはもうたいへんな困難を来たしているわけですよ。ですから、言つてみれば、たとえば電柱にポスターが張られるのではなくて、ポスターをかけるということならば、これは自治省の選挙と九電——九つの電力会社と話し合つて、撤去することを条件として、かけることだけはいいのです。料金さえ払えば大きな看板をかけることを、あれは民間会社だからやつておるわけですよ。ところが選挙ということについては、やらせるとかやらせないとかいいたいへんなトラブルを起すことというものはあまりかっこうのいいことじゃないので、もちろんこれは撤去をすることが条件ですが、しかも、張るのではなくて、あれはベニヤ板ですか、ベニヤ板でかけるという程度のものは選挙期間中許可されるというふうなこと

で、だれしもが一樣にポスターのはれる公平さというものをつくつていく必要があるのじゃないかと思つたのですが、この点はどうでしょう。これは実際折衝してみても可能だと私は思つたのですがね。○政府委員(皆川迪夫君) いままで主としてポスターをのりで張るといふことが行なわれておりましたが、そういうことを前提にして、電力会社のほうでは困ることであるので一般的に承認をしないというところの扱いになつておつたと思つたのです。最近ポスターをかけるというふうな方法がかなり一般化してきまして、そういう点については今日まで折衝をしたことがございませぬので、ちよつと判断はできかねますけれども、従来とは若干事情が違つてきたのじゃないかと思つた。○横川正市君 従来と違つておるわけですよ。まあ言つてみれば張らしてやろうということも張らずなということも、会社の意見ですから、一樣じゃないわけですね。それからもう一つは、何か幾らか料金を払えば張らせてやるというふうなあれもあるの、それならば公営の資金の中から幾らか金を出してでも、言つてみれば張つたほうがいいのじゃないかというふうな手段も私はなきにしもあらずだと、これも一つ検討材料で、私のはりからお願いをいたしておきたいと思つた。あとはまあ大臣が出席いたしましてから、私のはりからあわせて質問をいたしたいと思つたので、きょうはほんの入り口だけで質問を終つておきます。

○岩間正男君 簡単にお聞きしたいのですが、今度の改正の公選法によると二百一条の五、六、八によると、「ピラの領布を除去する」といふことになつておるのだが、この領布と散布、この定義をやはり明確にしておく、実際にこれの運用について明らかにしておくことが必要じゃないか。ともするとこれは先について混乱を起してまいらぬと思つたので、まず最初にことばの意味、これをはつきりしておいてもらいたい。

○政府委員(皆川迪夫君) ここで領布と申し上げ

ておりますのは、具体的に個人々々その文書が到達する方法であります。したがって、街頭で一人一人に手渡す、あるいは新聞の折り込みで家庭に配る、郵便で送る、要するに個人々々の人に、不特定の者であっても個人々々の人に交付される配布のしかたを頒布といっております。それに対して散布というものは、たとえ高いところからビラをまく、あるいは飛行機の上から、あるいは走っている自動車の上からまくというように、受け取る人がだれかわからないという状態の配布の方法を散布、こゝろいうふうにいっております。

○岩間正男君 それじゃまあ先ほどの答弁にもありましたが、念のためにはつきりさしておきますが、町かどに立って通行人に無差別にビラを手渡しする、この行為はむろん頒布、こゝろいうふうに考えていいわけですね。これはいいですね。

○政府委員(菅川迪夫君) 戸別にビラを配布することは頒布でございます。ただ、それを一軒一軒家の中に入れて配って歩くということになると、頒布は頒布であっても戸別訪問になる、こゝろいうことでございます。

○岩間正男君 この辺の見解が先にいってちょっとまぎらわしくありませんか、どうですかね。これは戸別訪問を禁止していることからの矛盾だと思ふので、これはあとで詳しく質問したいと思ふのです。まぎらわしいのだな、ちょっと入って行く、玄関に行つた、よろしく、こゝろ申し上げた。それからまあポストに入れていくことはこれはかまわないですね、この差は、限界というものは、先にいってまぎらわしくて、この辺でひっかけつのもりだつたらひっかけることになる、そゝろなんです。だから頒布という点から見れば、これを戸別に頒布することはあり得る、しかし個別訪問が禁止されている、こゝろいう点からいってこれは違反である。この二つの行為というものは矛盾して、まぎらわしい横川委員の言われたように、こゝろ

とこみは非常に……、一部だけ制限を緩和して一部分残っているために、そこから関連して矛盾が起つてくる。こゝろいう点については検討してみたいですか。

○政府委員(菅川迪夫君) これは選挙運動の全面的な自由化でないものですから、戸別訪問を残す以上は、戸別訪問と同時に進められる頒布は、頒布の違反じゃない、戸別訪問の違反だ、これはやむを得ないと思ひます。いろいろ検討はしたわけでございますが、先ほどおっしゃいましたように、郵便受けに置いてきたというのは戸別訪問にはなりませんから支障ないわけでございます。

○岩間正男君 内容についてはどうですか、たとえば候補者の名前を入つたものを戸別に配つていく、そゝろいう場合にはどうなりますか。

○政府委員(菅川迪夫君) これは政治的活動として特に自由を認められております。ビラ、ポスターも同じでございますけれども、候補者の名前を書いてはいけません、こゝろいうことになっております。

○岩間正男君 政党の機関紙のようなそゝろいうようなものでないものは、それを持って行くことは戸別訪問ということになりますか。

○政府委員(菅川迪夫君) 戸別訪問は文書とは関係ないわけでございますから、人間が一人一人戸別に訪問をしていく行為でございますから、文書と関係なしに起り得ることだらうと思ひます。

○岩間正男君 最後に聞きたいのは、街頭でビラまきをやる場合の道交法との関係、これはどうなるか。実際これはいまままで道交法でひっかけられるか。ここでやってはいかぬ、それを聞かなくてばくられた、そゝろいう事態があつたわけですね。このときどちが優先するのですか、道交法との関連で。

○政府委員(菅川迪夫君) このビラの頒布につきましては、このことによつて特別に新しい権利を設定したわけではない、したがつて、他の法秩序によつて規制される分野があれば、道交法でこゝろいうところに立つてはいかぬといふことがあれば、もちろんそちらのほうの制約を受けるわけ

す。あるいは公共の建物の中で配つちやいかぬという規定があれば、その制約を受けるといふことになり得ます。

○岩間正男君 公共の建物の場合には一応制限がこれにもあるのだが、しかしどうですか、この辺の検討はむずかしいのじゃないかな、これは警官の判断で、ある場合には非常に過重になる、ある場合には非常に寛大にされるといふことが起りかねない。われわれが実際見てそゝろいうことがありますよ、そゝろすると、道交法に対して、これは選挙については相当優先の、そゝろいう点を明らかにする必要があるのじゃないか、この点について今度のこの法改正によつて当然これは道交法が、いまままで非常にきびしく厳格にいつて、とにかく何か必要以上に適用されていることがある、こゝろいうものについては、やはり選挙法との関連でこゝろのところが緩和すべきであるという自治省の見解だと思ふのですが……、当然交渉されるべきだと思ひます。そゝろでない、せつかく頒布といふものを認めているんだけれども、しかし実際頒布をやれば相当町の中でそゝろいう空気が起つてきます。そゝろすると、それを今度ひかけてくるといふことになれば、警官の判断でいまままでの道交法の適用で何ほでもやれるといふことになつて、伸縮自在にやられる、そゝろすると当然この法律を生かすのだといふことになれば、私はこれに対してやはり選挙期間中の道交法そのものが、むろんこれはこれで、交通が非常に妨害されるといふことがあつたらいかぬかもしらんけれども、そゝろでない、何と云うかな、頒布行為といふものについてこれを認める、こゝろいう点について事前の折衝何もないわけですか。ただこゝろでやつてしまつた、そゝろいうことですか。この運用の面で私は国家公安委員会と交渉すべきじゃないかと思ふ。どうですか。この辺について、そゝろいうことをやられる気がありますか。

○政府委員(菅川迪夫君) 道交法は選挙法とは別の法律でございますけれども、その規定と選挙運動あるいは政治活動との触れ合いをどのよう

持つていくかといふことは、いろいろ出てまいらざると思ひます。私のほうでも、この点については警察当局のほうとよく協議をいたしたいと思つております。

○岩間正男君 それはやつてくださいな。できたらこの次あたり知らしてもらつたいです。道交法に、ものすごい交通上はなほだしい妨害をしない限りにおいて、こゝろいうような頒布の、選挙法によつて認められたこゝろいう権利を保障するようにはしてほしいとかなんとか、その辺の話し合いをしてもらつて、その結果はこの次の十八日にお聞きしたい。

以上で終わります。

○委員長(中津井真君) ちょっとと速記とめて。

○委員長(中津井真君) 速記を起こして。本日の審査はこの程度にとどめます。

○委員長(中津井真君) 次に、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、その日時及び人選等につきましてはこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中津井真君) 御異議ないと認めます。さう決定いたします。

午後二時三十二分散会

六月十二日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は五月二十一日)
一、公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一〇九号)

公職選挙法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

第九十二条中、「十五万円」を「^三五十万円」に、「三十万円」を「^{六十}百万円」に、「三万円」を「六万円」に、「二万五千円」を「五万円」に、「十万円」を「二十万円」に、「二万五千円」を「三万円」に、「四万円」を「八万円」に、「二万円」を「四万円」に改める。

第五十一条第二項中「○放送法第九条第一項第一号ハに規定するテレビジョン放送をいう。以下○により概ね三回及びテレビジョン放送により概ね三回同じ。○」を削る。

3 衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙においては、日本放送協会又は一般放送事業者は、政令で定めるところにより、テレビジョン放送による政見放送を行なう際にテレビジョン放送による経歴放送をすることをとする。
第五十二条を次のように改める。

(立会演説会の開催)

第五十三条 立会演説会は、公職の候補者の政見を選挙人に周知させるため、都道府県の選挙管理委員会が指定する市町村において開催する。

2 一の選挙区(選挙区がないときは、選挙の行なわれる区域)において開催すべき立会演説会の回数は、おおむね十回とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、改正規定中政令で指定するもの並びに附則第二項及び附則第三項の規定は、この法律の公布の日から起算して七日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)

○前項に規定する。

2 改正後の公職選挙法の規定は、○この法律の○施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、^{当該施行の日}同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 ○この法律の適用前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例により行なわれる選挙に関してこの法律の適用後にした行為については、なお改正前の公職選挙法第十六章(他の法律において準用する場合を含む。)の規定の例による。

昭和四十四年六月二十日印刷

昭和四十四年六月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局